

# 山口県薬局光熱費高騰対策支援金支給要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰により光熱費等が上昇する中、薬局において、安心・安全で質の高いサービスが継続的に提供できるよう、事業者に対して山口県薬局光熱費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を簡素な仕組みで、迅速かつ的確に支給するために必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、「薬局」とは、健康保険法第63条第3項第1号で指定された保険薬局をいう。

## (事務局の設置)

第3条 山口県（以下「県」という。）は、この支援金の支給を行うため、山口県薬局光熱費高騰対策支援金事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

2 事務局は、支給にあたり、県から委託を受け支給に必要な事務を行う。

## (対象者の要件)

第4条 支援金は、以下の基準を満たす薬局に対して支給する。

- (1) 令和6年4月1日時点で、山口県内において開設（休止を除く）していること。
- (2) 申請日時点で事業活動を実施しており、以降も継続する意思があること。

## (支給額)

第5条 支援金の額は、1薬局あたり、3万円とする。

## (支給回数)

第6条 支援金の支給は、1薬局につき1回限りとする。

## (支給の申請方法)

第7条 支援金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、支給申請書（様式第1号）に振込先の口座番号を確認できる書類等（通帳など）の写しを添えて、令和6年6月28日までに別に定める方法により事務局に提出しなければならない。

## (支給の決定等)

第8条 事務局は、提出された支給申請書の記載事項等について、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 事務局は、受理した申請書について、本要綱に基づき審査し、適正であると認められるときは申請者が指定した金融機関の口座に払い込むものとする。この場合において、支援金の支給が決定された旨の通知は、支援金の払込みをもって代えるものとする。

#### (不支給要件)

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を支給しないものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 次のいずれかに該当する者が申請者に含まれている場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(3) 県税の滞納がある場合

(4) その他、支援金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 支援金を支給しないことを決定したときは、薬局光熱費高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第2号）により、当該対象申請者に対し、通知するものとする。

#### (状況確認等)

第10条 事務局は、必要に応じて、次に掲げる場合に、支給要件を満たしていることまたは不支給要件に該当しないことを確認するため、申請者に対して必要な確認、質問を行い、または書面等の提出を求めることができる。

(1) 支給申請書が提出されたとき

(2) その他、必要と認めたとき

2 申請者は、前項により行われる状況確認等に協力しなければならない。

#### (支援金の返還)

第11条 事務局は、支援金の支給を受けた申請者が、第10条に該当する事実が明らかとなった場合、薬局光熱費高騰対策支援金支給決定取消・返還通知書（様式第3号）により、当該対象申請者に対して、支給した支援金について支給決定を取り消して返還させるものとする。

#### (関係書類の保管)

第12条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る書類を、支援金の支給年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### (雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の支給について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年1月26日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月25日から施行する。
- 2 令和5年1月24日までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例による。